



第Ⅴ章 第2 健康・福祉

「共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり」

1.保 健 2.福 祉 3.医 療

みよし百年物語

— 五十年、百年後の理想の姿 —

第二話 健康・福祉

健康・福祉

このまちでは、人びとの「食」や「健康」に対する意識が高く、身近な地域でスポーツ、レクリエーション、リハビリテーションができ、中小企業や学校での健康診査のほか、各種の健康診査も充実し、生活習慣病をはじめとするさまざまな病気を予防して健康的に暮らすことができます。老若男女、障害の有無を問わず、いつでも気軽に集まり、語り合い交流しあえる場所や行事があり、すべてが^{※1}バリアフリーで人権を侵害する差別がなく、高齢者や障害者の働く場や自己の能力を発揮できる場も増え、だれもが自己実現をめざし、生きがいをもって社会参加しています。たとえ病気になった時でも、生命、生活と向き合い自らの健康観をもって自己決定ができる人が増え、医療機関医療システムも充実し、すべての地域で「質」の高い医療サービスを安心して受けることができ、最期まで自分らしく存在感ある生涯をおくることができます。すべての人びとが自立し自ら考えて行動し、声をかけあい、認めあい互いの力を生かして支えあいながら、人びとのぬくもりの中でだれもが安心していきいきと暮らしています。

※1 バリアフリー

障害者や高齢者などが生活を営むうえで支障になっている社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）を取り除き（フリー）、誰もが暮らしやすい社会環境をつくらうという考え方。

第2

健康・福祉

共に認めあい、支えあう、 温かみと安心感のある まちづくり

まちづくりの目標

- 「健康寿命」(健康で自立した生活ができる期間)を延伸します。
※¹【平均健康寿命】平成16年度80.8歳→平成26年度83歳
- だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、
独自の「地域包括ケアシステム」※²を確立し、元気な高齢者を増やします。
※³【元気高齢者の割合】
平成16年度76.7%→平成26年度80%
- 市民一人ひとりが生涯を通じて健康管理ができる「終身電子健康手帳制度」※⁴の確立をめざします。



※1 平均健康寿命

年度中に初めて要介護認定(要介護1から5)を受けた人の認定申請時点の平均年齢を、三次市独自の指標として算出したもの。

※2 地域包括ケアシステム

市民一人ひとりにそれぞれのニーズに合った適切な保健・福祉・医療サービスが行き届き、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせることを目的とした、三次市独自の保健・福祉・医療の連携・支援システム。

※3 元気高齢者の割合

年度末時点における要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者の割合を算出したもの。

※4 終身電子健康手帳制度

情報ネットワークなどを活用し、各種健康診査の結果や疾病状況などを記録できるシステム。

施策の体系

1.保 健

- (1)いきいきと暮らせる健康づくり
- (2)だれもが安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の推進



2.福 祉

- (1)認めあい、支えあう福祉の推進
- (2)住み慣れた地域で快適生活
- (3)一人ひとりの生きがいづくりの推進

3.医 療

- (1)どこでも安心・充実「地域医療」
- (2)いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」
- (3)市立三次中央病院の充実

第2 健康・福祉 Health / the welfare

1.保健

いきいき健康日本一！

基本戦略

- すべての市民が実り豊かで満足できる人生をおくることができるように、生まれてからできるだけ長く「健康」を保ち、生きがいをもってしあわせに暮らせる地域社会の実現をめざし、十分な情報と自己選択に基づいた生活習慣の改善と、「健康づくり」に必要な環境整備を、市民と行政が一体となって進めます。
- 病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、保健・福祉・医療の連携と地域の支えあいによる「^{※1}地域包括ケアシステム」を確立します。

主要施策

(1)いきいきと暮らせる健康づくり

- 健康づくりの定着に向けた情報提供と啓発・学習機会の充実（日常の健康管理、運動・スポーツの習慣化、^{※2}歯の健康、こころの健康、食育等）
- 生涯を通じて健康管理ができる「^{※3}終身電子健康手帳制度」の導入
- 若年期からの健診（健康診査）の充実による生活習慣病予防の推進（産業保健との連携による健診をはじめ、各種健診体制の充実等）
- 運動指導員などの養成、健康づくり組織の育成・支援など、健康づくり支援のための環境整備
- こころの健康づくりの推進
- 保健所事務事業の権限移譲などによる保健衛生などの推進^{※4}

※1 地域包括ケアシステム

市民一人ひとりにそれぞれのニーズに合った適切な保健・福祉・医療サービスが行き届き、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせることを目的とした、三次市独自の保健・福祉・医療の連携・支援システム。

※2 食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。平成17年6月10日、食育の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「食育基本法」が成立。

※3 終身電子健康手帳制度

情報ネットワークなどを活用し、各種健康診査の結果や疾病状況などを記録できるシステム。

※4 権限移譲

これまで国で行っていた事務や手続きなどを都道府県で、都道府県で行っていた事務や手続きなどを市町村で行うようにするなど、住民に身近な行政機関へ権限を移していくことにより、住民の利便性や行政サービスの向上などを図ること。

(2)だれもが安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の推進

- 保健・福祉・医療のワンストップ総合相談体制の整備^{※5}
- 病院退院時などの在宅復帰支援の充実
- 「かかりつけ医」^{※6}との連携による効果的な介護予防の推進
- 在宅生活支援体制の整備
- 自立して生活をおくるための地域リハビリテーションの推進^{※7}



■地域トレーニング拠点整備



■機能訓練

第2 健康・福祉 Health / the welfare

※5 ワンストップ総合相談

保健・福祉・医療に係わる相談や手続きなどを一つの窓口ですべて行えること。

※6 かかりつけ医

個々の病状・病歴などを把握している身近な医師のこと。主に個人開業医を指し、病状に応じて専門病院などの紹介も行う。

※7 地域リハビリテーション

地域での自立した日常生活を送ることを主目的とする通所又は訪問による身体的な機能回復訓練。生活上の悩みに対する個人相談などによる精神的な復帰訓練や日常生活の中で行う訓練も含む。

2.福祉

認めあい、支えあう、福祉のまち宣言

基本戦略

- 障害の有無を問わず、市民一人ひとりが尊重され、共に認めあい、家庭や地域で支えあい、人々の温かみのある住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりを進めます。

主要施策

(1) 認めあい、支えあう福祉の推進

- 共に認めあい、支えあう福祉のまちの実現に向けた情報提供と啓発・学習機会の充実
- 住民自治組織、ボランティア組織などの地域福祉活動の支援と人材育成



■ いきいきふれあいの集い

(2) 住み慣れた地域で快適生活

- 保健・福祉・医療の連携と地域の支えあいによる在宅生活支援の推進
- 障害者が自立した地域生活を送れる環境づくりの推進
- 高齢者・障害者の在宅福祉・介護サービスの充実
- ※1
- 認知症高齢者に対する支援の充実
- 適切な施設利用の推進
- 集いふれあえる温かみのある地域の拠点施設の充実
- ※2
- ユニバーサルデザインによる安全・安心なまちづくりの啓発と推進

(3) 一人ひとりの生きがいづくりの推進

- 高齢者・障害者の地域活動、世代間交流など、社会参加の促進
- 高齢者・障害者の就労支援の推進
- ※3
- 人材バンクへの登録の促進と活動の場づくり
- 高齢者が豊かな知恵や技能、経験を生かして活躍できる環境づくり



■ 障害者フライングディスク大会

第2 健康・福祉 Health / the welfare

※1 認知症
いったん正常に発育した知能が、脳の器質的障害により持続的に低下し、日常生活に支障をきたした状態。

※2 ユニバーサルデザイン
年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など、人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方。

※3 人材バンク
目的に応じた人材をあらかじめ登録し、利用者とのマッチング（組み合わせ）や仲介を行うことにより、個々がもつ能力を有効かつ効率的に活用する仕組み。

3.医療

あなたを見守る安心・充実医療365日

基本戦略

- 市民一人ひとりを尊重した医療サービスの充実による、「市民の安心365日」の確立をめざし、広域的な視点での医療機関相互の連携強化と機能分担を進めるとともに、医師・看護師などの必要な人材の確保に取り組み、保健・福祉・医療の連携と地域の支えあいによる包括的な医療体制づくりを推進します。
- 市立三次中央病院は、市民に信頼され親しまれる病院づくりをめざし、県北地域における中核病院として、高度で良質な医療の提供と救急医療体制の充実を進めます。

主要施策

(1) どこでも安心・充実「地域医療」

- 医療に関する情報提供と啓発・学習機会の充実
- 保健・福祉・医療の連携と地域の支えあいによる包括的な医療体制づくりの推進
- ^{※1}「かかりつけ医」の普及促進など、地域医療体制の充実
- 医療機関相互の広域的な連携体制の強化と情報化の推進
- 小児・母子の保健医療体制の充実
- 医療の質と安全性の向上
- 国民健康保険事業の推進による財政安定化（医療費の適正化等）

※1 かかりつけ医
個々の病状・病歴などを把握している身近な医師のこと。主に個人開業医を指し、病状に応じて専門病院などの紹介も行う。

(2) いつでも安心・充実「休日・夜間・救急医療」

- 医療提供体制と患者サービスの充実
- 救急搬送体制の強化



■365日24時間小児救急医療

(3) 市立三次中央病院の充実

- 医療提供機能と患者サービスの向上
- 医療機関相互の連携促進



■市立三次中央病院MRI装置

第2 健康・福祉 Health / the welfare